改正後	改正前
（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官） **第三十八条**　情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。 ２・３　（略） ４　システム管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの管理の実施に関する事務（サイバー対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ５　（略） ６　サイバー対策室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの安全の確保に関する事務をつかさどる。 ７　サイバー対策室に、室長を置く。 ８　（略） （管区海上保安本部に置く部） **第五十七条**　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。 総務部 経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。） 船舶技術部（第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。） 警備救難部 海洋情報部（第十一本部を除く。） 交通部（第十一本部を除く。） （警備救難部の所掌事務） **第六十一条**　（略） ２　第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部警備救難部は、前項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。 （技術管理官） **第六十四条の二**　警備救難部（第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。）に、それぞれ技術管理官一人を置く。 ２　（略） （警備救難部に置く課） **第八十条**　警備救難部に、次に掲げる課を置く。 警備課 刑事課 国際刑事課 警備情報課 救難課 環境防災課 船舶技術課（第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。）	（システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに情報通信企画調整官） **第三十八条**　情報通信課に、システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。 ２・３　（略） ４　システム管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの管理の実施に関する事務（情報セキュリティ対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ５　（略） ６　情報セキュリティ対策室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの安全の確保に関する事務をつかさどる。 ７　情報セキュリティ対策室に、室長を置く。 ８　（略） （管区海上保安本部に置く部） **第五十七条**　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。 総務部 経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。） 船舶技術部（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部を除く。） 警備救難部 海洋情報部（第十一本部を除く。） 交通部（第十一本部を除く。） （警備救難部の所掌事務） **第六十一条**　（略） ２　第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部警備救難部は、前項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。 （技術管理官） **第六十四条の二**　警備救難部（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部に限る。）に、それぞれ技術管理官一人を置く。 ２　（略） （警備救難部に置く課） **第八十条**　警備救難部に、次に掲げる課を置く。 警備課 刑事課 国際刑事課 警備情報課 救難課 環境防災課 船舶技術課（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部に限る。）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。